

離婚後の共同親権提案

法務省、法制審中間試案に

法務省は離婚した父母の双方が親権を持ち続けることを可能にする法改

む見通しだ。現行法の維持などと合わせた選択肢のひとつとして記す。

正を法制審議会（法相の諮問機関）に提案する。法制審が8月をメドにまとめる中間試案に盛り込

は2021年3月に家族法部会を立ち上げ、離婚後の共同親権の採用を共同で親権を持つと認め巡り議論してきた。

省は部会がまとめた試案を意見募集（パブリックコメント）にかける。

の合意や裁判所の判断といった共同親権を採用する条件などを協議する。単独親権を原則として維持する案も含め複数の選択肢を併記する方向だ。

民法は婚姻中の父母が共同で親権を持つと認められる半面、離婚後はどうらかだけが親権者となる单

は中間試案に向け、父母